

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども政策におけるインクルージョンの推進

令和7年3月16日

こども家庭庁成育局

保育政策課長 栗原正明

# こども家庭庁の創設（令和5年4月）

## 1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

（こども家庭庁HP、大臣メッセージより）

## 2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

## 3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

# こども基本法

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ことができるようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① **大綱の案を作成**
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

**施行期日：令和5年4月1日**

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

## 第1 はじめに

「こどもまんなか社会」：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会 ⇒全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤多様な価値観を大前提に、若い世代の視点に立って、結婚/子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路を打破する
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

こどもの貧困対策、障害児・医療的ケア児等への支援、児童虐待防止対策と社会的養護の推進、自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 等

### 2 ライフステージ別の重要事項

【乳幼児期】妊娠時からの保健医療、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等

【学童期・思春期】公教育の再生、居場所づくり、小児医療体制、いじめ防止、不登校こども支援、体罰防止 等

【青年期】高等教育の充実、就学支援、雇用と経済的基盤の安定、結婚支援、悩みを抱える若者支援 等

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育てや教育に関する経済的負担軽減、地域子育て支援、共働き・共育ての推進、ひとり親家庭支援 等

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の社会参画・意見反映、こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制 等

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



## 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)  
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

### ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

### ○人口減少地域における保育機能の確保・強化

・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

### ○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善  
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

### ○保育の質の確保・向上、安全性の確保

・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進  
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

### ○こども誰でも通園制度の推進

・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

### ○多様なニーズに対応した保育の充実

・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実  
・病児保育、延長保育、一時助りの充実 等

### ○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

・相談支援や居場所づくり等の推進  
・要支援児童への対応強化  
・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

### ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

### ○保育DXの推進による業務改善

・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

### ○働きやすい職場環境づくり

・保育補助者等の活用促進 等

### ○新規資格取得と就労の促進

・資格取得や就業継続の支援の充実 等

### ○離職者の再就職・職場復帰の促進

・保育士・保育所支援者の機能強化 等

### ○保育の現場・職業の魅力発信

・多様な関係者による検討・発信 等

# インクルージョンの推進

---

～障害児支援×こども子育て支援～

# 障害児等の数

## ○在宅で生活している障害児(18歳未満):約37.8万人(令和4年調査) ※18歳未満人口(令和4年)の2.1%

身体障害のある児: 9.7万人 (平成23年調査: 7.3万人)

知的障害のある児: 28.1万人 (平成23年調査: 15.2万人)

※施設に入所している障害児: 1.37万人(令和4年調査) (平成24年調査: 1.5万人)

※20歳未満で精神障害の患者数: 外来59.5万人、入院0.4万人 (令和2年調査) (平成23年調査: 外来17.6万人、入院0.3万人)

## ○障害児通所支援の利用者数:約45.7万人(令和4年度)

児童発達支援 : 15.1万人 (平成24年度の3.2倍)

放課後等デイサービス: 30.6万人 (平成24年度の5.7倍)

## ○特別支援教育を受ける児童生徒数(令和4年度 ※通級は令和2年度)

特別支援学校(幼小中高) : 14.9万人 (平成24年度の1.1倍) ※全児童生徒の0.9%(小中)

特別支援学級(小中) : 35.3万人 (同 2.1倍) ※全児童生徒の3.7%

通級による指導(小中高) : 18.4万人 (同 2.3倍) ※全児童生徒の1.9%(小中)

## ○通常の学級に在籍する「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合(令和4年調査)

小学校・中学校: 8.8% (平成24年調査: 6.5%)

高等学校 : 2.2%

## ○在宅の医療的ケア児数:約2.03万人(令和4年) (平成24年:約1.4万人)

・厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」「患者調査」「社会福祉施設等調査」

・文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

・医療的ケア児数: 厚生労働省科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



# 児童発達支援センターの役割・機能の強化（令和4年改正児童福祉法） 令和6年4月施行

## <制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

## <改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。  
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながることも、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

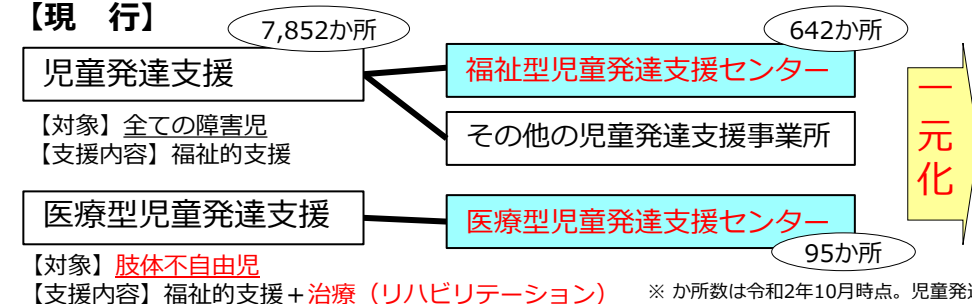
<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

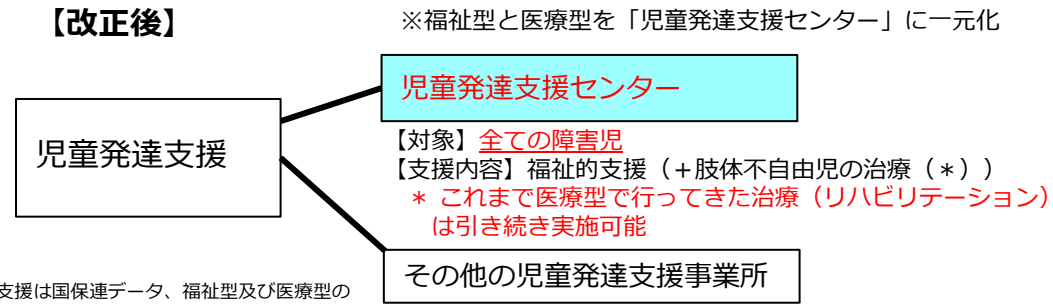
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

## 【現 行】



## 【改正後】



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る 【児者全体の改定率+1.12%】

## 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進

■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等）  
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフプランの場合の事業所間連携の評価  
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

## 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）  
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）  
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）  
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

## 4. 家族支援の充実

■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）  
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

## 5. インクルージョンの推進

■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）  
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

## 6. 障害児入所支援の充実

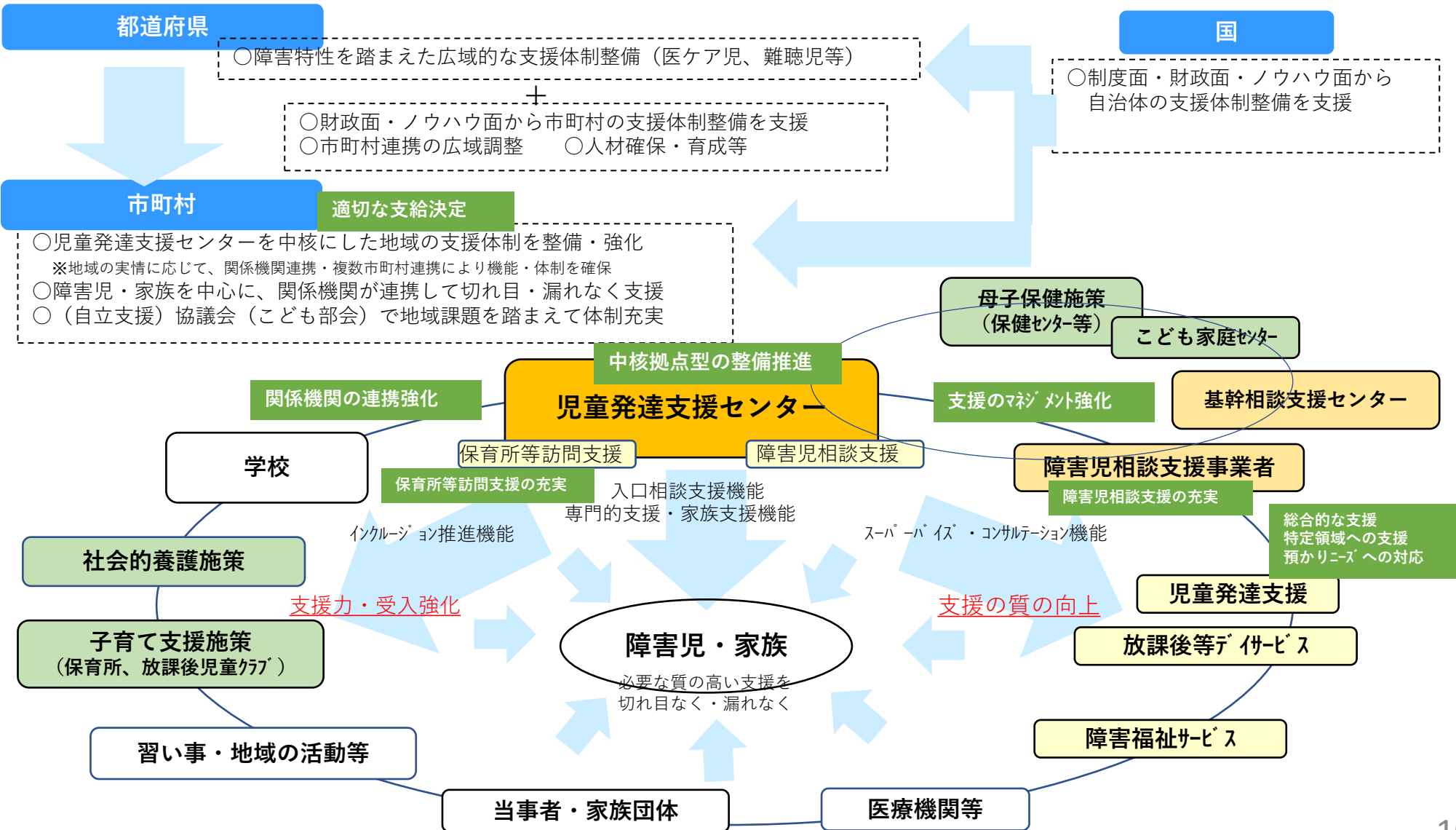
■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）  
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価 等）  
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実** 等にも対応

# 障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む  
 (ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)



<こども政策推進事業委託費> 令和7年度予算案 国実施分 0.6億円 (0.1億円)  
 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 自治体実施分 207億円の内数 (177億円の内数)

## 事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

## 事業の概要

### ● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

### ● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

#### ○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

#### ○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

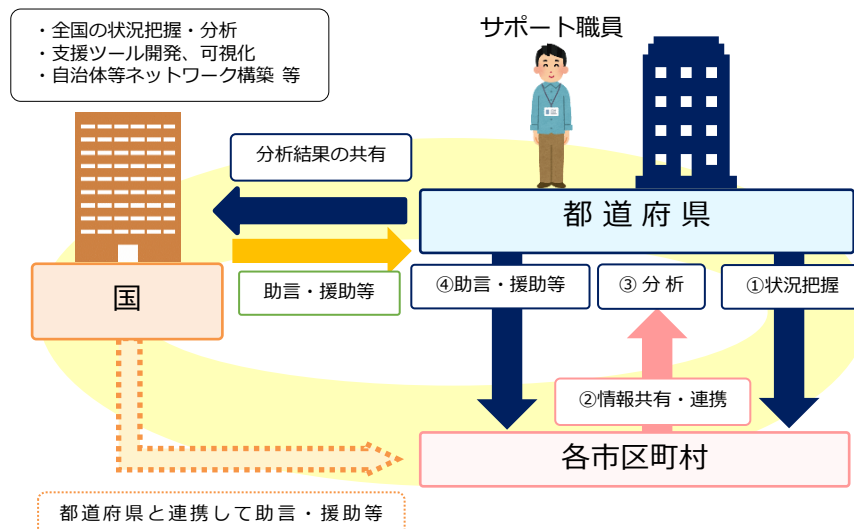
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

#### ○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

## サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

## 実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市  
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

# 障害児支援における人材育成に関する検討会

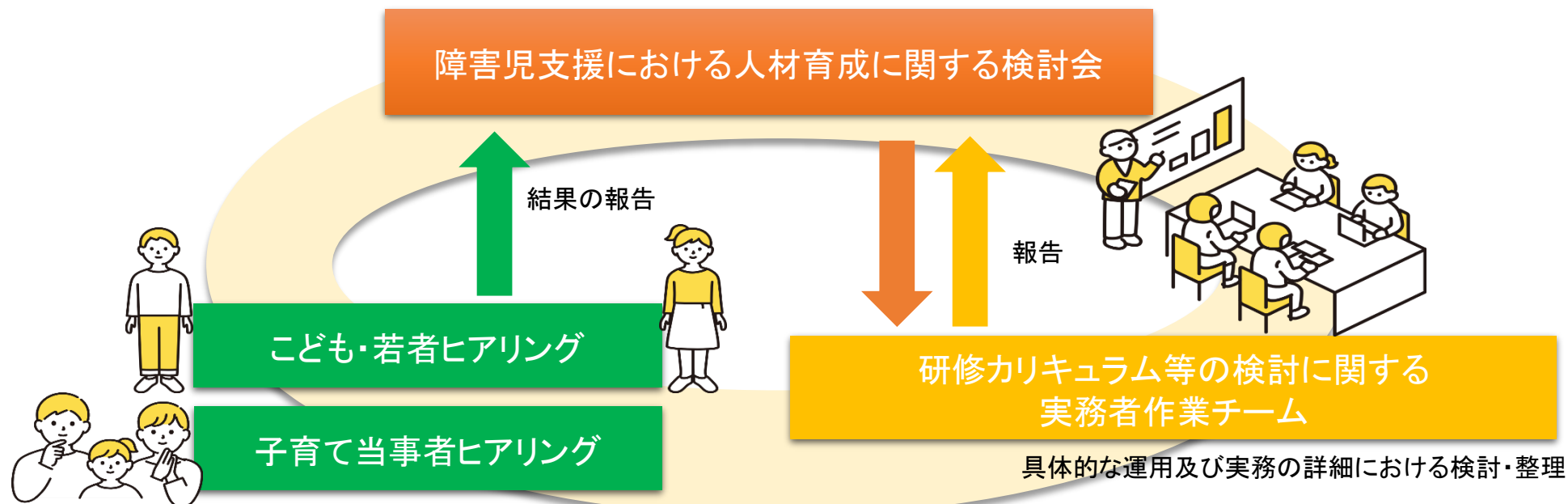
- こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」ことが示された。
- 「障害児通所支援に関する検討会報告書（令和5年3月）」においては、子どもの権利・発達支援・家族支援・地域支援・虐待予防等の様々な観点の研修について、基礎・中堅・専門といった段階的な研修体系の構築が必要であると示されている。

▶ **「障害児支援における人材育成に関する検討会」**を開催し、研修の在り方、実施主体、標準カリキュラム、実施手法、具体的運用に向けた方向性等について検討（令和6年12月第1回開催、令和7年夏とりまとめ予定）

## 【検討会の検討体制】

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。

## 検討会の検討体制のイメージ



## 事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和6年度補正予算 75百万円

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

## 事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

### （考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
  - ・ 特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
  - ・ 身近な地域では対応できない専門職による支援
  - ・ 山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
  - ・ 事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

# 保育所保育指針 (平成二十九年三月三十一日) (厚生労働省告示第百十七号)

## 第1章 総則

### 3 保育の計画及び評価

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。

また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

#### 保育所保育指針解説 平成30年2月 厚生労働省

##### 【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所は、全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場である。そのため、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境となるよう、障害や様々な発達上の課題など、状況に応じて適切に配慮する必要がある。こうした環境の下、子どもたちが共に過ごす経験は、将来的に障害の有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤になると考えられる。これらのことを踏まえて、障害など特別な配慮を必要とする子どもの保育を指導計画に位置付けることが求められる。

一人一人の障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解することが大切である。そして、子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

## 1. 財政支援

### 1 現 状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

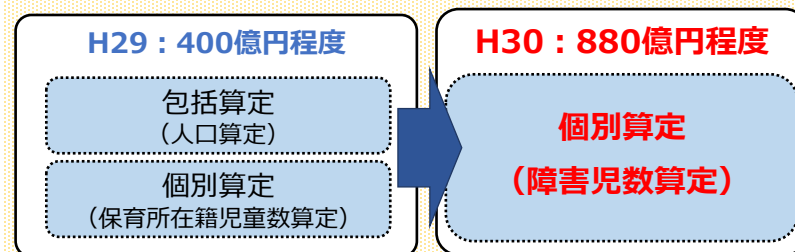
### 2 平成30年度における改善点

- 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

### <対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

### <H30改善点>



## 2. 現状

### 1 実施か所数及び受入児童数



### 2 障害児保育のための加配職員数 (R4年4月分)

単位：人

合 計	単位：人	
	常勤職員	非常勤職員
46,720	25,605	21,115

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ  
 ※障害児数には、軽度障害児を含む  
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員  
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）



# 子ども・子育て支援制度における改善事項（障害児保育）

## 1. 事業の法定化

### < 平成27年度～ >

#### 【療育支援加算の創設】

- ・ 障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者（非常勤）を保育所等に配置する

補助率：1/2

令和6年度補助単価：①月額：約6万円（特別児童扶養手当支給対象児童受入施設）

②月額：約4万円（上記以外の障害児受入施設）

※試算前提：保育所、処遇改善等加算率12%の場合

### < 平成27年度～ >

#### 【障害児保育加算の創設】

- ・ 小規模保育事業等について、障害児2人に対し、保育士1人を配置

補助率：1/2

令和6年度補助単価：月額約32万円

※試算前提：小規模保育A型事業（定員17名）に2名（1・2歳児の特別な支援が必要な利用子どもがいる場合）

処遇改善等加算率：12% 地域区分：その他地域

### < 平成29年度～ >

#### 【保育士等キャリアアップ研修の創設】

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善に伴い開始する「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上に取り組む

補助率：1/2

令和6年度補助単価：研修の実施に要する費用

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
  - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 **459億円の内数**  
※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 事業の内容

### ＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



### 体制整備等

### ＜自治体＞

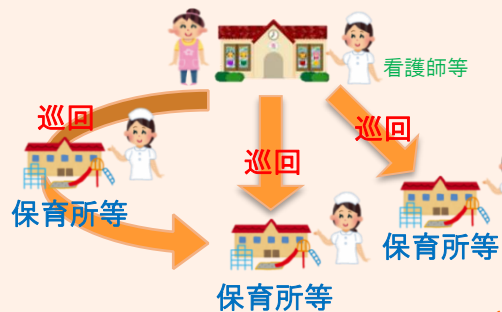
#### 検討会の設置



ガイドライン  
の策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】  
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置**を行う。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

### 【補助基準額(案)】

[基本分単価]

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)  
さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合  
1自治体当たり 5,010千円

[加算分単価]

- ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円  
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,412千円
- ④ 医療的ケア児保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,412千円  
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 医療的ケア児の備品補助 1施設当たり 100千円  
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備 1施設当たり 100千円  
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
- ⑨ **園外活動移動支援加算 1施設当たり 40千円【拡充】**

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

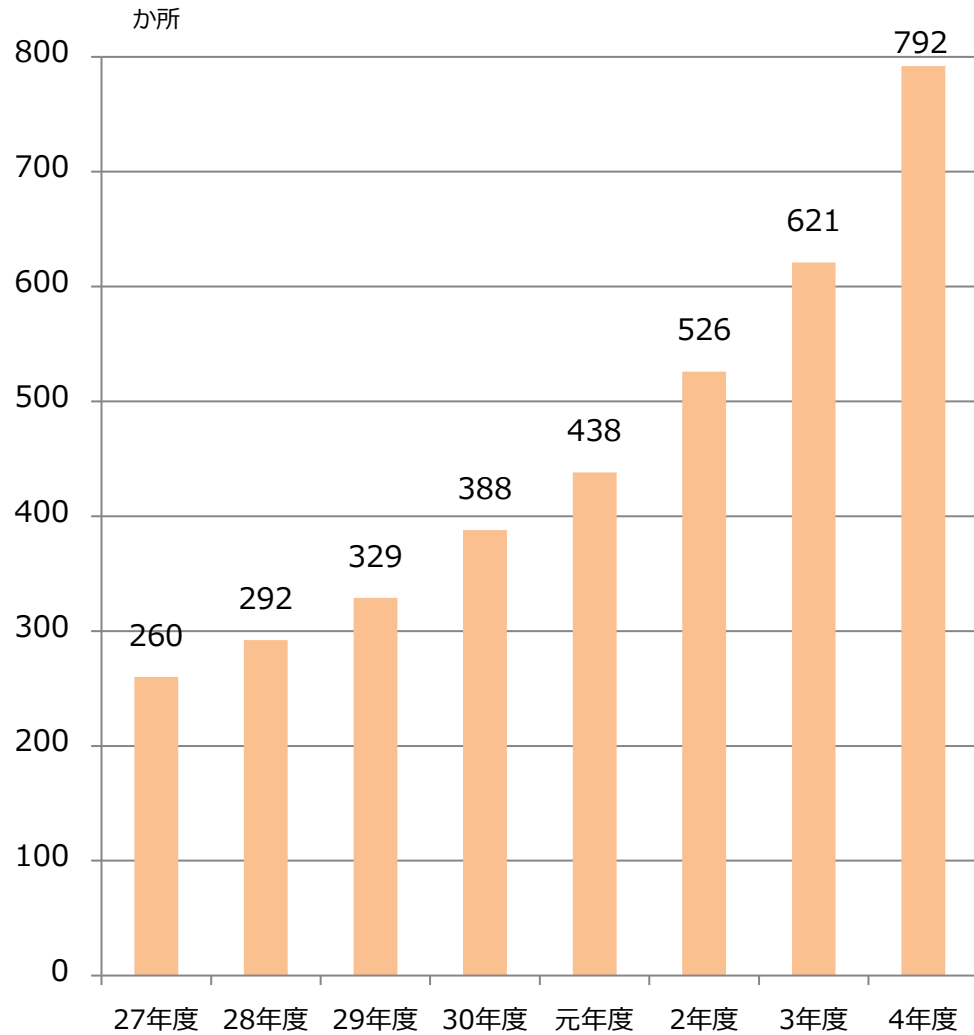
\*医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、**医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。**

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

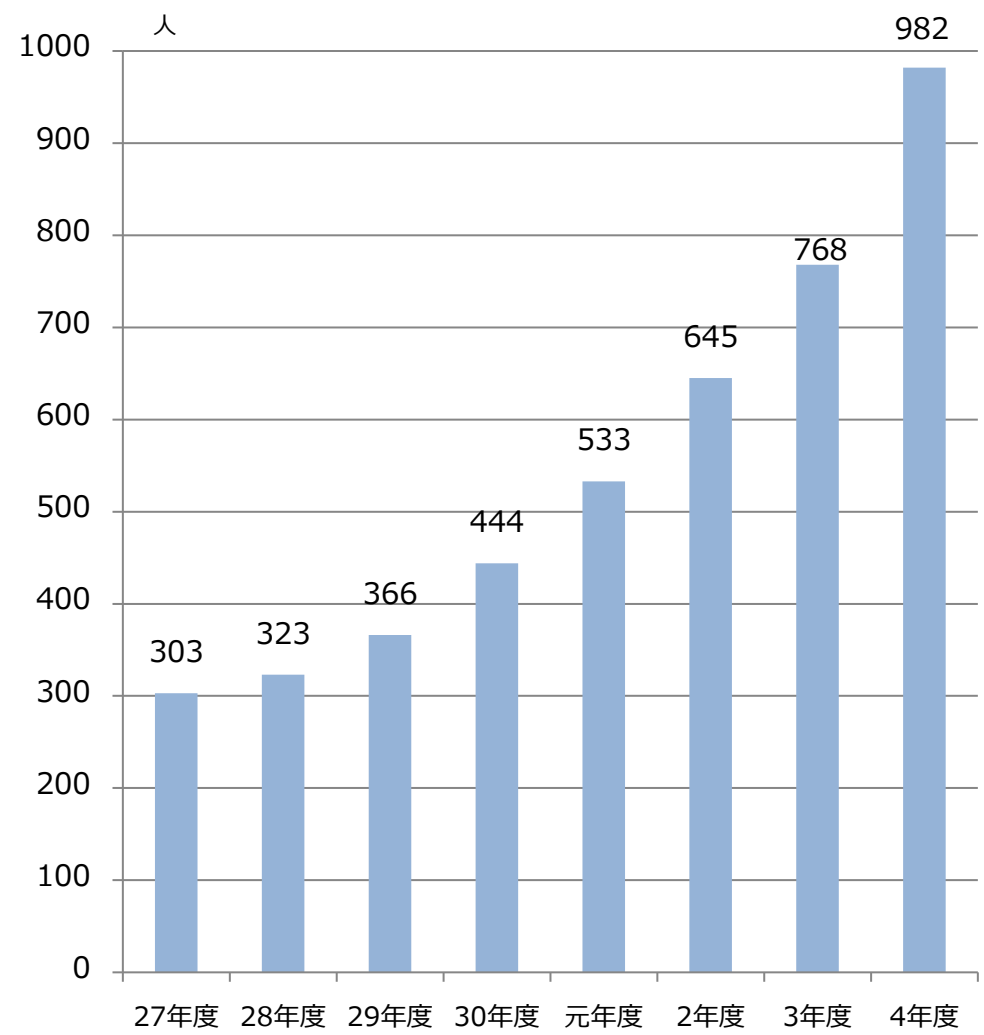
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

# 医療的ケア児の受入れ状況の推移

## 医療的ケア児を受入れている施設数



## 医療的ケア児の受入れ状況

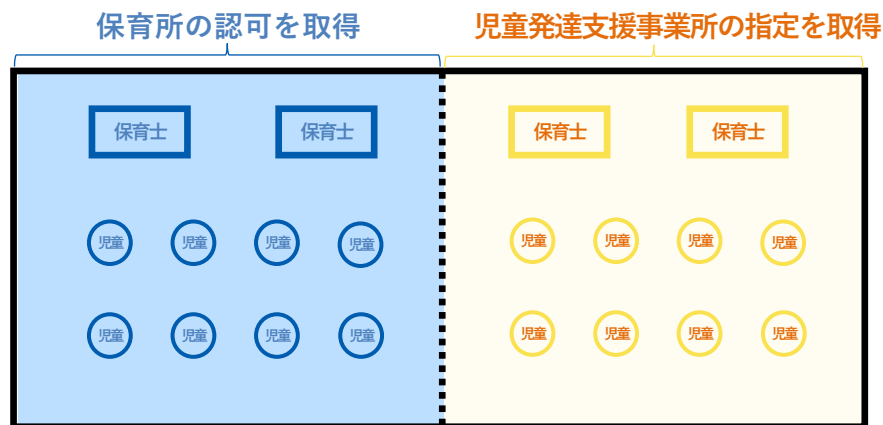


# 保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）

\* 令和4年11月30日 基準改正

## 【改正前】

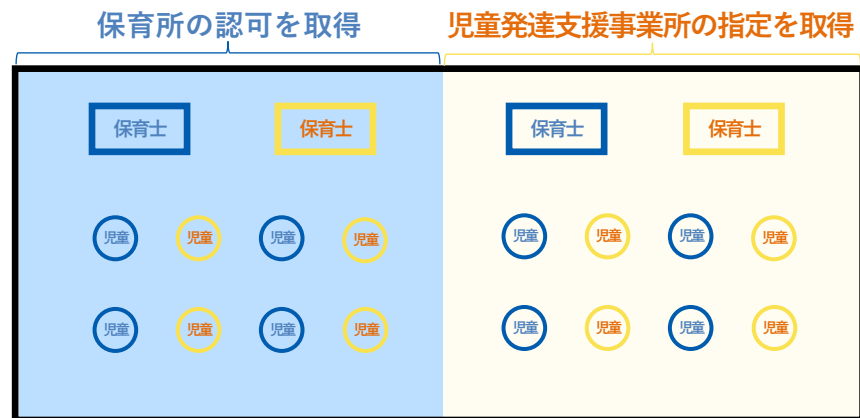
- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士や児童指導員がそれぞれで保育・療育を実施



現行制度で実施可能

## 【改正後】

- 保育所と児童発達支援事業所が併設している場合、それぞれの事業の基準を満たしていれば、保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共用といった一体的な支援が可能に



保育所、児童発達支援事業所等の  
設備運営基準を見直し  
(令4.11.30)

\* 留意事項通知は令4.12.26

# 障害児の育ちの支援

○ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実するとともに、インクルージョンを推進

## 障害児支援

- 児童発達支援センター
- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

## 保育政策

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園 等

## 連携 協働

- 移行・併行通園に向けた取組の推進
- 地域との交流の取組
- 地域支援の強化
- 支援の質の向上/人材育成

- 受け入れの推進  
・体制の確保、専門性の確保
- 支援の質の向上/人材育成

- こどもを中心に据えた支援の推進  
・支援のコーディネート  
・暮らしのコーディネート  
・日々の取組における連携・協働

# インクルージョンに関する調査研究（令和6年度）

（こども・子育て支援推進調査研究事業）

## 【保育政策課】

### インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究 （有限責任監査法人トーマツ）

#### 調査目的・内容等

保育所等と社会福祉施設との併設・交流によるインクルーシブ保育を中心に調査及びヒアリングによる事例把握等により、インクルーシブ保育の実態把握を行う【実態把握および検討会の開催】

- 自治体および保育所等に対して、
  - ・障害児の受入状況、
  - ・社会福祉施設との併設状況、
  - ・設備や職員の交流状況、
  - ・インクルーシブ保育に係る課題や必要な支援等についてアンケートを実施。
- 実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを通じ、インクルーシブ保育の実施に係る課題を分析・整理するとともに、インクルーシブ保育の定着・充実に向けた対応や恒久的な制度構築に向けた事業の在り方についてとりまとめる。
- 各自治体におけるインクルーシブ保育の実態把握の結果・分析を踏まえ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実施するなどして好事例集を作成する。

## 【障害児支援課】

### インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究 （株式会社 野村総合研究所）

#### 調査目的・内容等

保育所と併設する児童発達支援事業所等における取組の実態を把握するとともに、当該取組や障害児支援事業所における地域交流や移行支援の取組、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携の取組等、地域におけるインクルージョン推進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事例を収集する【実態把握および検討会の開催】

- 保育所等と併設する児童発達支援事業所等の実態や、地域におけるインクルージョン推進の取組等を把握するための調査・ヒアリング等を実施。
- 地域や障害児通所支援事業所等へ横展開するための好事例集の作成等を行う。

保育政策・障害児支援の双方の視点から  
インクルージョン推進の取組の**実態**を把握

**好事例**を収集し、全国展開

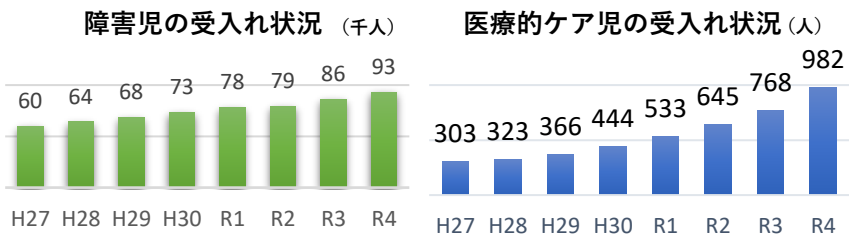
## 2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実① (障害児・医療的ケア児等)

保育政策の新たな方向性

### 現状・課題等

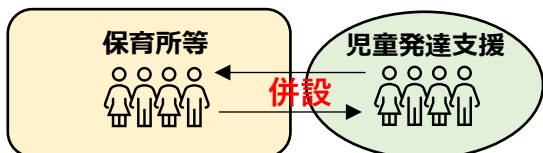
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

### 保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



### 【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に (R5～)

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進



### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

#### ✓対応のポイント



- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化 (インクルージョンの推進)
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

### 【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援 (児童発達支援センター等) との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援 (児童発達支援事業所等) を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

### 【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加 (令和8年度)】

### 【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

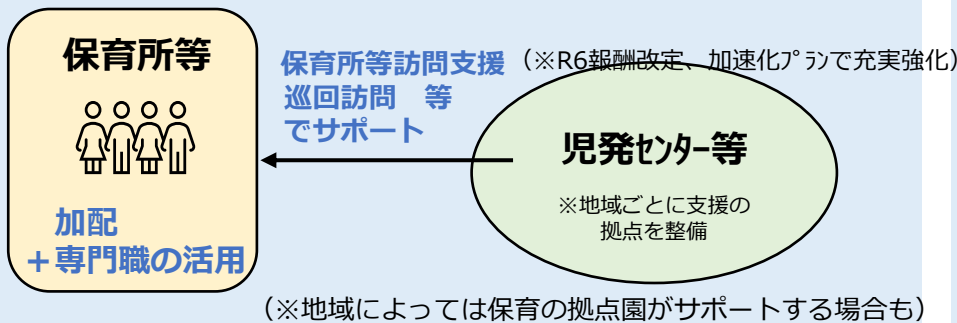


# インクルージョンの推進（イメージ）

## 専門的支援の確保・充実 + インクルージョン推進 ＜保育所等の受入体制の強化/障害児支援との連携・協働＞

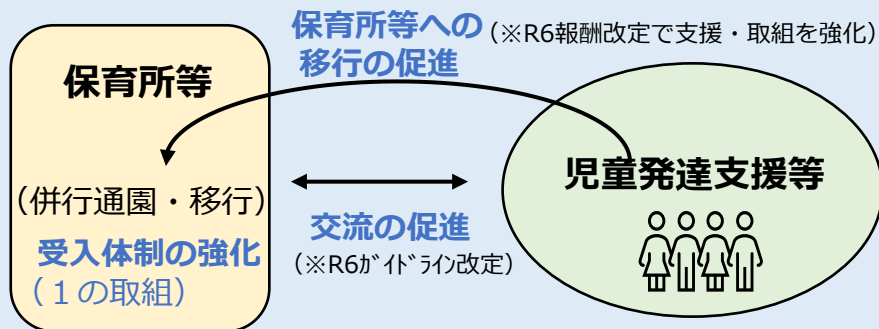
### 1. 保育所等にのみ通園

- 障害児の特性に対応した教育保育を推進



### 3. 児童発達支援にのみ通所

- 保育所等への併行通園や移行を促進
- 地域のこどもと交流する機会の促進

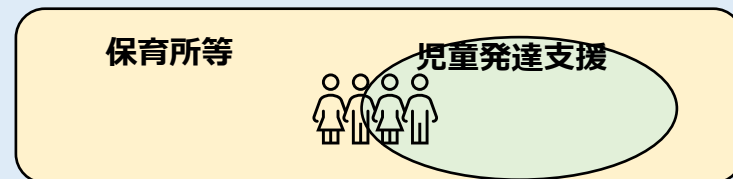


### 2. 保育所等と児童発達支援に併行通園

- 保育所等をベースに児発の機能を活かした保育・療育を推進

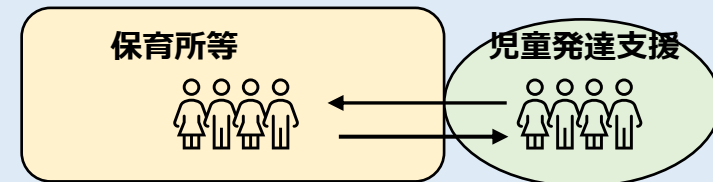
#### 役割・機能の分担・連携の明確化/情報共有、連携の促進

#### (1) 同一法人が一体的に運営する施設に併行通園



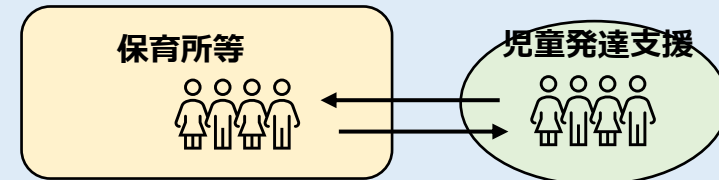
※混ざって保育・療育を行うことが可能（R4基準緩和）（いわゆる「インクルーシブ保育」）

#### (2) 同一法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）



※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に併設されている児発を利用

#### (3) 別法人が運営する施設に併行通園（中抜け、又は曜日を分けて通園）



※保育所を利用しつつ、日の一定時間、又は週の一定の日に児発を利用

（複数の児発を利用することで(1)(2)(3)が混在する場合もある）

## **「保育」の役割・機能の拡大の中で**

---

### 現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施(118自治体)

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価(補助基準) : こども一人1時間あたり850円
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)

- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施(給付化)に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども **誰** でも通園制度

「ロゴマーク」

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

#### ✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体が実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価(補助基準) : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築(公定価格の設定等)、自治体支援や普及啓発等を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



○全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る

【こども誰でも通園制度の実施割合(自治体) : 100%(令和8年度)】

## 障害の有無に関わらず利用できる環境整備を推進

(児童発達支援センターを含めた多様な実施主体、自治体における体制整備や利用の調整、受入れに係る加算措置 等)

### ● こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）

#### 第3 令和8年度の本格実施に向けて

##### 5 令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等について

- また、こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とした制度であり、提供の量のみでなく、こどもの育ちに着眼した提供の質を確保していくことが必要である。併せて、医療的ケア児や障害児等が利用できる環境の整備、家族支援の充実や、要支援家庭への支援・対応における関係機関との連携などを進めていくことが求められる。

### ● こども誰でも通園制度の実施に関する手引（素案）

#### Ⅱ 事業実施の留意事項 ④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

##### 障害のあるこども

- 障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要。
- **市町村及び事業者**はあらかじめ障害のあるこどもの**受入れ方針**について検討し、関係部局や保護者へ周知。
- **事業者は、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合**、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、**受入れ可能性**について検討。正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、**受入れに必要な体制整備**を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が**連携して準備を進める**ことが必要。

##### 医療的ケアを必要とするこども

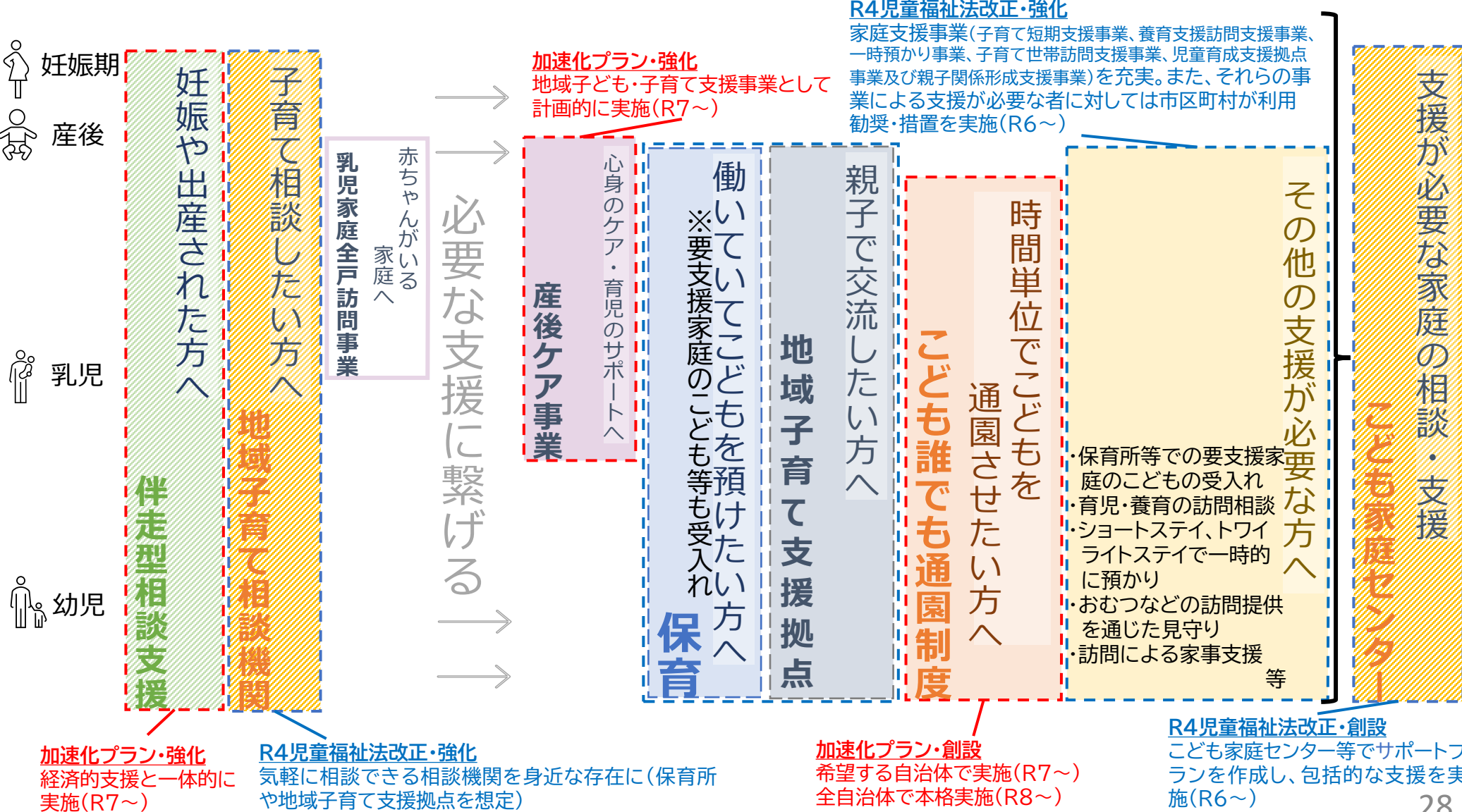
- 医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。
- **市町村及び事業者**はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの**受入れ方針**について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。
- **市町村は、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合**、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、**医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性**について検討。
- 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、**受入れに必要な体制整備**を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が**連携して準備を進める**ことが必要。

##### 居宅への派遣

- こども誰でも通園制度は、「**通園**」を基本とする制度だが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの**居宅へ保育従事者を派遣**することについて、**運用上可能**としている。
- 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応する必要。

# 妊娠期から2歳児までの子ども・子育て支援の全体像

- R4児童福祉法改正や加速化プランにより、これまで比較的手薄だった妊娠期から2歳児までの支援を強化。
- これらを着実に実施していき、自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進。



### 現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある  
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

#### ✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

#### 【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

#### 【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

#### 【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める  
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

#### 【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進



- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
  - すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
- 【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

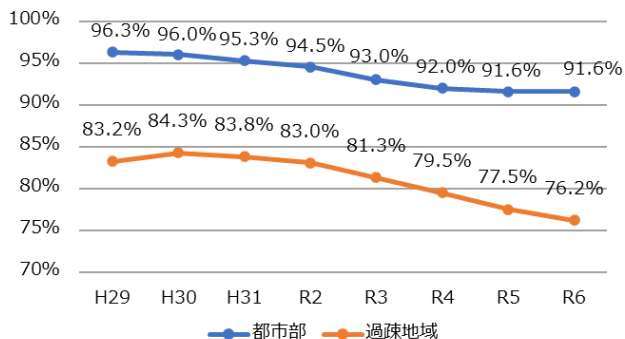
# 1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

保育政策の新たな方向性

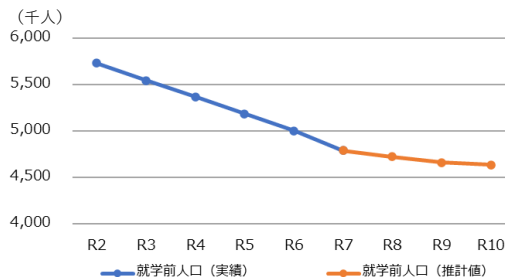
## 現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

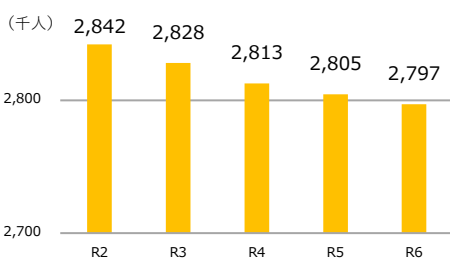
### ○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



### ○就学前人口の推移（全国計）



### ○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）  
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）  
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



#### ✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

### 【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

### 【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

### 【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

### 【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

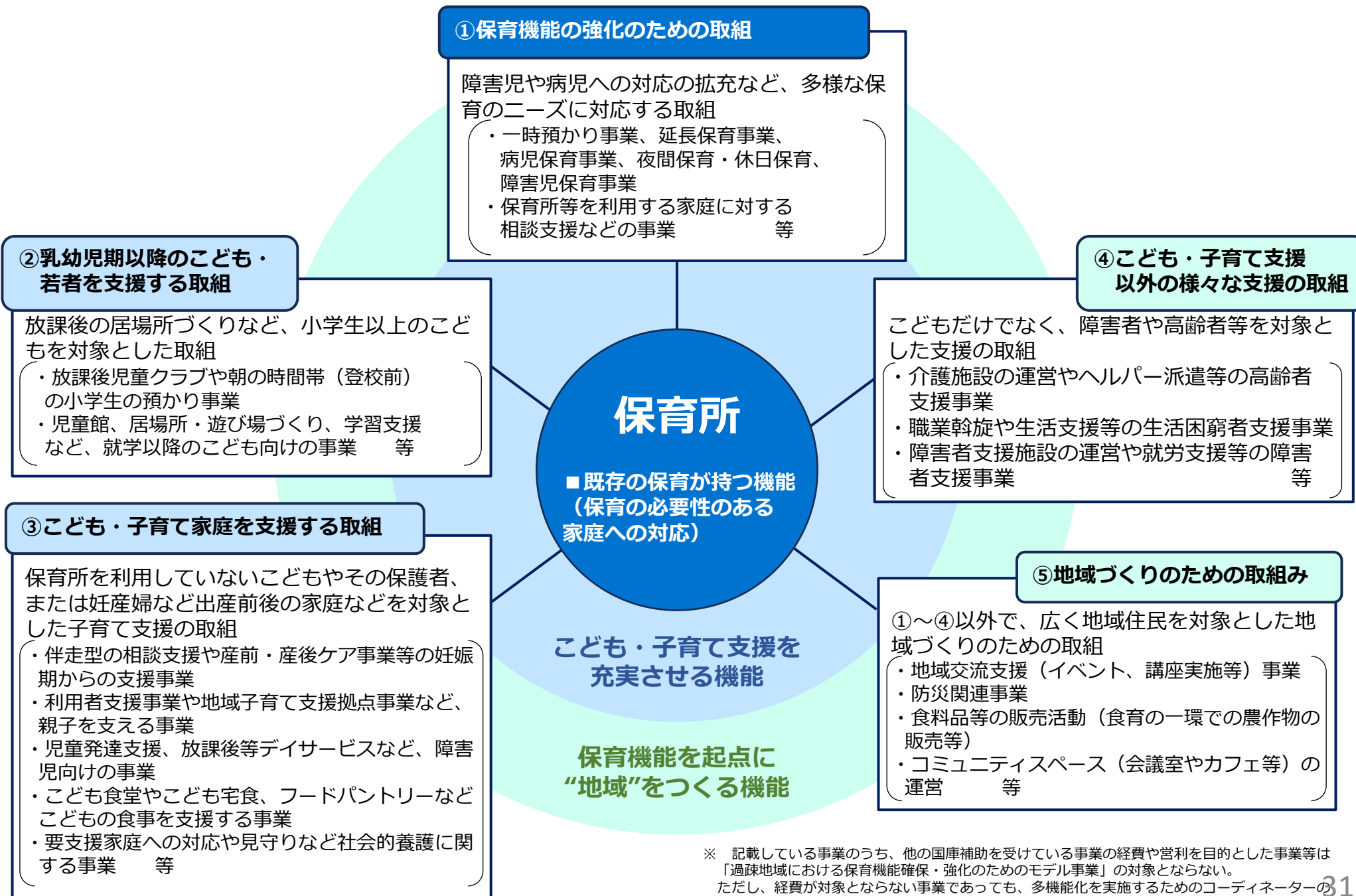
### 【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築  
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

# 保育所等の機能の拡充（多機能化）のイメージ



※ 記載している事業のうち、他の国庫補助を受けている事業の経費や営利を目的とした事業等は「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の対象とならない。ただし、経費が対象とならない事業であっても、多機能化を実施するためのコーディネーターの配置にかかる費用については補助の対象となる。



# 今後のできごと



R5.4  
 ■ こども家庭庁創設  
 ■ こども基本法施行

R6.9  
 医ケ法施行3年

R7.11  
 デリフビ°ック@東京

R10.4  
 こども基本法  
 施行5年

R11.4  
 改正児福法  
 施行5年

R5.12  
 ■ こども大綱  
 ■ こども未来戦略

<重点取組期間~R8>

R5.12  
 ● 予算事業強化  
 ・ 児発センター機能強化  
 ・ インクルージョン推進  
 ・ 発達障害児支援  
 ・ 医ケ児支援  
 ・ 地域支援体制強化

R6.4  
 ● 第3期障害児福祉計画 ~R8

● 改正児童福祉法施行  
 ・ 児発センター機能強化  
 ● 障害福祉報酬改定  
 ・ 児発センター機能強化  
 ・ 関係機関連携強化  
 ・ 医ケ児、強度行動障害対応強化  
 ・ インクルージョン推進 等

R6  
 ● 児発・放デイ・保育所等訪問がトライン改定  
 ● 人材育成検討会  
 ● ICT活用モデル事業

◎ 保育・児発のインクルージョンの取組の調査研究

R9.4  
 ● 第4期障害児福祉計画 ~R11

● 障害福祉報酬改定



R6.12  
 ○ 保育政策の新たな方向性 ~R10頃 <※公定価格改定(随時)>

- ・ 地域の実情に応じた提供体制整備/質の確保 (多機能化 等)
- ・ 全てのこどもと子育て家庭を支援 (誰通、インクルージョン推進 等)
- ・ 人材確保/保育DX



R7.4  
 ○ 第3期こども・子育て支援事業計画 ~R11